

金融商品の販売/勧誘に係る活動方針

■金融商品の販売/勧誘の際に、各種法令等を遵守し、適正な活動に努めます。

- ・金融商品の販売/勧誘につきまして、保険業法、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、個人情報保護に関する法律並びにその他各種法令等を遵守いたします。
- ・お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売/勧誘活動をいたします。
- ・保険金不正取得防止の観点から、保険金額を適正に定める等、適切な保険販売をいたします。

■金融商品に関するお客さまの知識/経験/契約目的/財産の状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた金融商品の販売/勧誘に努めます。

- ・保険の販売/勧誘につきまして、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な最大限配慮した商品設計/販売/勧誘活動をいたします。
- ・また、お客さまのご経験/ご契約目的/財産の状況等を十分把握したうえで、商品内容やリスク内容等の適切な説明をいたします。
- ・お客さまに関する情報につきましては、適正な取扱いを行い、お客さまの権利/利益の保護に配慮いたします。

■お客さまへの金融商品の説明等につきまして、販売/勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・金融商品の販売/勧誘の方法につきまして、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮いたします。
- ・お客さまと直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力いたします。

■お客さまのご意見等の収集に努め現状を把握し、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

- ・保険契約において、万が一保険事故が発生した場合には、保険金の請求にあたり適切な助言をいたします。
- ・お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の金融商品の販売/勧誘に活かしてまいります。

2025年4月1日制定
株式会社東京カーリース
代表取締役 松下 誠司